

## 令和3年度墨田区議会定例会6月議会提出予定案件

### 〈予算〉

- 1 令和3年度墨田区一般会計補正予算

### 〈条例〉

- 1 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の一部を改正する条例
- 2 墨田区手数料条例の一部を改正する条例
- 3 職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例
- 4 墨田区特別区税条例の一部を改正する条例
- 5 墨田区指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等の基準に関する条例の一部を改正する条例
- 6 墨田区立竪川第一公園における仮設の施設の占用に関する条例の一部を改正する条例
- 7 墨田区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例
- 8 墨田区子どもの医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

### 〈契約〉

- 1 物品の買入れについて
- 2 財産の取得について
- 3 財産の取得の一部変更について

## 令和3年度墨田区議会定例会6月議会提出予定案件概要

### 〈条例〉

- 1 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の一部を改正する条例
  - (1) 改正理由及び内容  
議会の議決に付すべき事件について、借地借家法第22条に規定する定期借地権又は同法第23条第1項に規定する事業用定期借地権の設定で、その敷地面積が1件5,000平方メートル以上のものを加える。
  - (2) 施行期日  
公布の日
  
- 2 墨田区手数料条例の一部を改正する条例
  - (1) 改正理由及び内容  
ア 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部改正（元.5.17公布、3.4.1一部施行）及び建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令の一部改正（2.9.4公布、3.4.1施行）により、建築物エネルギー消費性能適合性判定の対象が拡大されたこと等を踏まえ、手数料を新設するほか、引用条文に移動があったことに伴い、所要の規定整備をする。  
イ 建築物エネルギー消費性能適合性判定、建築物エネルギー消費性能向上計画認定及び建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定に係る評価方法に新たな評価方法が追加されたことに伴い、手数料を新設する。
  - (2) 施行期日  
公布の日
  
- 3 職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例
  - (1) 改正理由及び内容  
職員のサービスの宣誓に関する政令の一部改正（3.3.26公布、3.4.1施行）を踏まえ、職員のサービスの宣誓の際に、任命権者等の前で宣誓書に署名をする規定を改めるほか、所要の規定整備をする。
  - (2) 施行期日  
公布の日
  
- 4 墨田区特別区税条例の一部を改正する条例
  - (1) 改正理由  
地方税法の一部改正（3.3.31公布、3.4.1一部施行）に伴い、特別区民税の非課税限度額等における扶養親族の取扱いの見直し等をするほか、軽自動車税種別割のグリーン化特例（軽課）を見直すとともに、所要の規定整備をする。
  - (2) 内容、施行期日等  
別紙のとおり

5 墨田区指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等の基準に関する条例の一部を改正する条例

(1) 改正理由及び内容

指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正（3.1.25 公布、3.4.1 施行）及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正（3.1.25 公布、3.4.1 施行）を踏まえ、指定認知症対応型共同生活介護事業所及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所が有する共同生活住居の数に係る規定を削除するとともに、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の居室の基準を改める。

(2) 施行期日

公布の日

6 墨田区立竪川第一公園における仮設の施設の占用に関する条例の一部を改正する条例

(1) 改正理由及び内容

都市公園法施行令第12条第2項第10号の規定に基づき、占用の許可を与えることができる仮設の施設に特定自転車駐車場及び自転車保管所を加え、当該仮設の施設を設置する区立公園を次のとおり定めるとともに、題名を「墨田区立公園における仮設の施設の占用に関する条例」に改める。

公園の名称	仮設の施設
墨田区立旧安田庭園	特定自転車駐車場
墨田区立銅像堀公園	自転車保管所
墨田区立吾妻橋公園	特定自転車駐車場
墨田区立隅田川緑道公園	特定自転車駐車場及び自転車保管所
墨田区立両国第一児童遊園	特定自転車駐車場

(2) 施行期日

公布の日

7 墨田区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

(1) 改正理由及び内容

第三者の行為によって生じた医療費について、助成の対象とすることに伴い、当該第三者への求償の根拠について定める。

(2) 施行期日

公布の日

8 墨田区子どもの医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

(1) 改正理由及び内容

第三者の行為によって生じた医療費について、助成の対象とすることに伴い、当該第三者への求償の根拠について定める。

- (2) 施行期日  
公布の日

〈契約〉

1 物品の買入れについて

- (1) 買入れの目的 災害備蓄用

- (2) 品目及び数量

ア アルファ米 2万6,950食

イ ライスクッキー 2万6,976食

ウ クラッカー 2万6,950食

エ 飲料水 5,896本

オ 飲料水加熱キット 539組

- (3) 契約の方法 指名競争入札

- (4) 契約金額 2,548万8,236円

- (5) 契約の相手方 株式会社ススム防災

- (6) 支出科目等 令和3年度 墨田区一般会計 総務費 総務管理費 防災対策費 需用費

2 財産の取得について

- (1) 取得の目的 墨田中学校外6校用

- (2) 取得方法 所有権移転付き賃貸借契約（長期継続契約）の期間満了後の無償譲渡

- (3) 借入期間 令和3年11月1日から令和13年10月31日まで

- (4) 取得日 令和13年11月1日

- (5) 品目及び数量 武道場に係る空調機

室外機 9台

室内機 34台

- (6) 契約の方法 指名競争入札

- (7) 契約金額 月額 139万1,720円

総額 1億6,700万6,400円

- (8) 契約の相手方 NTT・TCリース株式会社

- (9) 支出科目等 令和3年度 墨田区一般会計 教育費 中学校費 学校管理費 使用料及び賃借料

3 財産の取得の一部変更について

- (1) 変更理由 緑小学校外24校の屋内運動場に係る空調機の賃貸借契約においては、契約の相手方が東京都から空調機設置に係る補助金の交付を受けた場合には契約金額を減額することとしていたが、当該補助金

が交付されたため、契約金額を変更する。

(2) 契約金額	月額	変更前	8,687,690円
		変更後	4,543,210円 (令和3年7月分は、端数調整のため4,543,410円)
		差 額	4,144,480円
総額		変更前	10億4,252万2,800円
		変更後	5億6,590万7,800円
		差 額	4億7,661万5,000円

墨田区特別区税条例の一部を改正する条例概要

項 目	改 正 案	現 行	施行期日
1. 特別区民税の非課税限度額等における扶養親族の取扱いの見直し	<p>「特別区民税均等割・所得割の非課税限度額」及び「特別区民税均等割の条例軽減」の判定基準に用いる「扶養親族」の範囲は、その者の同一生計配偶者及び扶養親族（16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。）とする。</p> <p>※ 控除対象扶養親族には、30歳以上70歳未満の国外居住親族は含まない。ただし、次のいずれかに該当する者を除く。</p> <p>(1) 留学により国内に住所及び居所を有しなくなつた者</p> <p>(2) 障害者控除を受けている者</p> <p>(3) その年において生活費又は教育費に充てるための支払を38万円以上受けている者</p>	<p>「特別区民税均等割・所得割の非課税限度額」及び「特別区民税均等割の条例軽減」の判定基準に用いる「扶養親族」の範囲は、その者の同一生計配偶者及び扶養親族とする。</p> <p>※ 扶養親族には、全ての扶養親族を含む。</p>	令和6年1月1日
2. 特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の適用期限を平成30年度から令和9年度とする。	<p>特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の適用期限を平成30年度から令和9年度とする。</p>	<p>特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の適用期限を平成30年度から令和4年度とする。</p>	令和4年1月1日
3. 住宅借入金等特別税額控除の特例措置	<p>消費税率10%が適用される住宅取得等に係る住宅借入金等特別税額控除の13年間の控除措置について、次に掲げる区分に応じ、それぞれの期間内に取得等の契約が締結されている家屋を、令和3年1月1日から令和4年12月31日までの間にその者の居住の用に供した場合、住宅借入金等特別税額控除を令和17年度まで適用する。</p> <p>※ 契約期間</p> <p>(1) 居住用家屋の新築 令和2年10月1日から令和3年9月30日までの期間</p> <p>(2) 居住用家屋で建築後使用されたことのないもの若しくは既存住宅の取得又はその者の居</p>	<p>消費税率10%が適用される住宅取得等に係る住宅借入金等特別税額控除の13年間の控除措置について、令和元年10月1日から令和2年12月31日までの間にその者の居住の用に供した場合、住宅借入金等特別税額控除を令和15年度まで適用する。</p>	公布の日

住の用に供する家屋の増改築等 令和2年1月30日までの期間

1 営業用乗用車  
 営業用乗用車に係る軽自動車税種別割のグリーン化特例（軽課）については、令和3年度又は令和4年度中に初めて車両番号の指定を受けた3輪以上の電気自動車等について次のとおり適用する（指定の翌年度分のみ）。

区分	軽減率
電気自動車及び天然ガス自動車	75%
令和12年度燃費基準90%達成	50%
令和12年度燃費基準70%達成	25%

2 軽貨物自動車  
 軽貨物自動車に係る軽自動車税種別割のグリーン化特例（軽課）については、令和3年度又は令和4年度中に初めて車両番号の指定を受けた3輪以上の電気自動車及び天然ガス自動車のみ税率を75%軽減する（指定の翌年度のみ）。

区分	軽減率
電気自動車及び天然ガス自動車	75%

1 営業用乗用車  
 営業用乗用車に係る軽自動車税種別割のグリーン化特例（軽課）については、平成31年度又は令和2年度中に初めて車両番号の指定を受けた3輪以上の電気自動車等について次のとおり適用する（指定の翌年度分のみ）。

区分	軽減率
電気自動車及び天然ガス自動車	75%
令和2年度燃費基準+30%達成	50%
令和2年度燃費基準+10%達成	25%

2 軽貨物自動車  
 軽貨物自動車に係る軽自動車税種別割のグリーン化特例（軽課）については、平成31年度又は令和2年度中に初めて車両番号の指定を受けた3輪以上の電気自動車等について次のとおり適用する（指定の翌年度分のみ）。

区分	軽減率
電気自動車及び天然ガス自動車	75%
平成27年度燃費基準+35%達成	50%
平成27年度燃費基準+15%達成	25%

公布の日